

**第40回全国都市緑化仙台フェア会場実施設計等策定業務委託  
公募型プロポーザル 募集要項**

**1. 適用**

本要項は、第40回全国都市緑化仙台フェア会場実施設計等策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

**2. 業務の概要**

**(1) 業務委託件名**

第40回全国都市緑化仙台フェア会場実施設計等策定業務委託

**(2) 業務内容**

別紙1「第40回全国都市緑化仙台フェア会場実施設計等策定業務委託 仕様書」のとおり

**(3) 履行期間**

契約を締結した日から令和4年3月31日まで

**(4) 業務委託料上限額**

55,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

**3. スケジュール**

令和3年	9月	9日（木）	公告（募集要項等ホームページへの掲載）
令和3年	9月	10日（金）	質問の受付開始
	9月	16日（木）	質問書提出期限
	9月	21日（火）	質問への回答
	9月	24日（金）	参加表明書等提出期限
	9月	29日（水）	参加資格審査結果通知
	10月	5日（火）	提案書等提出期限
	10月	12日（火）	予定 ヒアリング及び審査委員会
	10月	中旬～下旬	審査結果通知，契約締結

**4. 提案の手続き等に関する事項**

**(1) 参加資格**

本業務は、単独企業又は任意に結成された共同企業体による実施方式とし、次に掲げる事項を満たしていることを要件とする。

単独企業として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。

4（2）参加表明書等の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

**【単独企業が満たすべき要件】**

- ① 本プロポーザル実施年度において、「仙台市一般競争入札参加資格者名簿」に「コンサル」で登録されていること。
- ② 仙台市における「有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立中、又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 全国都市緑化フェアの会場基本設計又は会場実施設計策定業務の実績（公共機関等から発注された業務を元請け又は共同企業体の構成員として受注した場合に限る。）があること。ただし、平成23年4月1日から公告日の前日までに完了した業務に限る。
- ⑦ 仙台市内の公園設計業務の実績（公共機関等から発注された業務を元請け又は共同企業体の構成員として公園設計部分を受注した場合に限る。）があること。ただし、平成23年4月1日から公告日の前日までに完了した業務に限る。

**【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】**

- ① **【単独企業が満たすべき要件】**の①～⑤

**【共同企業体のうち代表者が満たすべき要件】**

- ① **【単独企業が満たすべき要件】**の⑥

**【共同企業体の構成員のうち1人以上が満たすべき要件】**

- ① **【単独企業が満たすべき要件】**の⑦

**(2) 参加表明書等の提出**

参加を表明する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

**① 提出期限**

令和3年9月24日（金）消印有効

**② 提出方法**

郵送による提出とし、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、簡易書留など配達の見積りがわかる方法により提出すること。郵送する際は、電話により参加表明書等を提出する旨連絡すること。

**③ 提出書類**

(ア)参加表明書（様式第1号）

1部

- (イ)共同企業体結成提出書（様式第2号） 1部  
（共同企業体による参加の場合に提出すること。）
- (ウ)企業概要書（様式第3号） 1部  
（共同企業体の場合は，全構成員についてそれぞれ提出すること。）
- (エ)業務実績を証する契約書等の写し 1部  
テクリスに登録されている場合は，提出不要。  
（共同企業体の場合は，全構成員についてそれぞれ提出すること。）

**④ 留意事項**

様式については，参加表明書等提出時点において記載すること。

**⑤ 参加資格の確認**

発注者において，提出されたすべての参加表明書等について，参加資格等を満たしているかを審査する。

**⑥ 参加資格の決定及び通知**

参加表明書等を提出したすべての者に対して，参加資格の審査結果を令和3年9月29日（水）に電子メールで通知する。

**(3) 業務説明会**

本業務の公募型プロポーザルに伴う説明会は実施しない。

**(4) 質問及び回答**

**① 質問方法**

質問項目等を質問票（様式第4号）に記載して，電子メールにて提出すること。その際は，電話により質問票を提出する旨連絡すること。

**② 質問期間**

令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日（木）までの9時から17時まで  
ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。

**③ 回答方法**

令和3年9月21日（火）までに電子メールにより回答するとともに，仙台市ホームページに掲載する。

**(5) 提案書等の提出**

参加資格審査結果通知により参加資格を有するとされた者は，以下のとおり「提案書」及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

**① 提出期限**

令和3年10月5日（火）消印有効

**② 提出方法**

郵送による提出とし，封筒に「提案書在中」の旨を記載し，簡易書留など配達記録がわかる方法により提出すること。郵送する際は，電話により提案書等を提出する旨連

絡すること。

### ③ 提出書類

次のア～カを順に一冊にまとめて、原本1部、写し5部を提出すること。

(ア) 提案書表紙 (様式第5号)

(イ) 業務実施体制書 (様式第6の1号, 6の2号)

再委託する場合は、再委託する理由、業務分担も含め、併せて記載すること。

(ウ) 業務実績調書 (様式第7号)

A) **全国都市緑化フェアの会場基本設計又は会場実施設計策定業務の実績** (公共機関等から発注された業務を元請け又は共同企業体の構成員として受注した場合に限る。) ただし、平成23年4月1日から公告日の前日までに完了した業務に限る。

(エ) 管理技術者経歴書 (様式第8号)

資格を証する資格証の写しを添付すること。

(オ) 担当技術者経歴書 (様式第9号)

管理技術者以外の配置を予定しているもの全員分について提出すること。

資格を証する資格証の写しを添付すること。

(カ) 提案書 (任意様式)

仙台フェアを開催するにあたり、技術提案を求める具体的内容は下記のとおりとし、各A4版片面横書き1枚程度で作成すること。なお、別途補足資料を添付する場合は任意様式でA4版片面横書き1枚程度とする。

文章を補完するためのイメージスケッチや写真等は使用してよい。

また、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

A) **会場基本設計・実施設計の展開方針及び具体的な手法**

B) **展示実施計画の展開方針及び具体的な手法**

C) **まちなかエリア会場修景実施計画の展開方針及び具体的な手法**

D) **植物調達監理実施計画の展開方針及び具体的な手法**

E) **業務実績に基づく業務内容への技術等の活用**

業務実績は、一年草や宿根草等の草花を使用した緑化や庭園等の植栽設計の実績 (全国都市緑化フェアやテーマパーク等施設のランドスケープ、ガーデン設計等の実績で公共・民間事業問わない。) とする。ただし、平成23年4月1日から公告日までに設計が完了したものに限り。

F) **業務工程表**

(キ) 見積書 (任意様式)

様式は任意とするが、業務内容に対応するよう内訳がわかるものとする。

注) 見積書の金額は、税込みで業務委託料上限額に定める金額以内とすること。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

### (6) プロポーザル参加者がいなかった場合の措置

プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

## 5. 提案の審査及び契約の方法

### (1) 審査方法

審査及び受託候補者の特定は、「第40回全国都市緑化仙台フェア実施計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行うものとする。なお、審査及びヒアリングは非公開とする。

#### ① 審査に伴うヒアリングの実施

(ア)令和3年10月12日（火）を予定しており、詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は、技術提案書の受付順とする。

(イ)出席者は3名以内とし、本業務の配置予定管理責任者は必ず出席するものとする。

(ウ)ヒアリングは1グループ約30分（説明15分、質疑15分程度）を予定し、順次個別に行う。

(エ)説明は提出された提案書等の書類をもとに行うものとし、提案書等以外の資料提示や配布は認めない。

(オ)新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、審査委員会委員長がやむを得ないと認める場合、オンラインによるヒアリングとする。なお、その際の詳細は別途プロポーザル参加者に通知する。

(カ)ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、本件プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、社会情勢の変化、出席予定者の事故等、審査委員会委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

#### ② 審査項目・基準及び配点

別紙2のとおり。

#### ③ 受託候補者の特定

(ア)審査委員は、それぞれの提案書等の内容について、6段階評価にて別紙2に基づき採点を行う。ただし、業務実績については、(ク)により評価する。

(イ)前項の採点終了後、採点の取りまとめを行う。

(ウ)前項の採点取りまとめ結果により、各審査委員の合計点が最も高いプロポーザル参加者（以下、「最高得点者」という。）を受託候補者として特定する。

(エ)最高得点者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

(オ)ウ、エのいずれの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とすることができるものとする。

(カ)採点された評価の集計点が同点の場合の選定について、

A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。

B) A)が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

(キ) 評価及び評価係数

評価	評価係数（6段階評価）
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案書等に記載がない	配点×0.0

(ク) 業務実績（全国都市緑化フェアの会場基本設計又は会場実施設計策定業務の実績）  
の評価

規模は全国都市緑化フェア会場のうち設計を担当した区域の規模とする。

設計業務とは、基本設計及び実施設計をいう。

同一フェアにおいて、基本設計業務及び実施設計業務を2件以上の契約で受注した場合は、1件の業務として扱う。

評価	点数
規模10ha以上の設計業務が2件以上	配点×1.0
規模10ha以上の設計業務が1件 または、規模4ha以上10ha未満の設計業務が2件以上	配点×0.8
規模4ha以上10ha未満の設計業務が1件 または、規模2ha以上4ha未満の設計業務が2件以上	配点×0.6
規模2ha以上4ha未満の設計業務が1件	配点×0.4
規模2ha未満の設計業務が1件以上	配点×0.2

(ケ) 審査結果については、全プロポーザル参加者に対して郵送により書面で通知する。

なお、非特定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の求めがあった場合は、書面を受理した日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

(2) プロポーザル参加者が1者である場合の措置

プロポーザル参加者が1者であっても、ヒアリングを行うものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

(4) 契約方法

- ① 契約については、受託候補者と協議のうえ、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局規程細則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点の者と協議を行うものとする。

- ② 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更できるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、業務の継続が著しく困難となった場合等に伴う履行期間もしくは業務委託料の変更については、受託者と協議のうえ、変更できるものとする。

## 6. 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

契約締結までの手続き期間中に仙台市より指名停止措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、特定された受託候補者が、参加資格を失った場合には、次点の者と手続きを行う。

- ① 提案書等の消印が提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平を害する行為があった場合
- ④ 本要項2（4）に示す業務委託料上限額を超える見積を積算した場合
- ⑤ 本要項4（1）に示す参加資格を欠くことになった場合

## 7. 著作権について

契約業務に伴って、発注者が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を主張しないものとする。

写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

## 8. その他

### （1） 提出書類等の取扱い

- ① 提出された書類等は、返却せず、発注者の責任において処分する。
- ② 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ③ 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改変された書類を含め、提出書類一式を改めて提出すること。
- ⑤ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

### （2） 応募の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし、提案書等を提出したのち、提案書等の提出期限日後は原則として辞退を認めない。

**(3) 費用負担**

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

**(4) 配置予定技術者の変更**

様式第6の2号に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

**(5) 問合せ**

審査結果等についての電話等での問合せには応じない。

**(6) その他**

本要項に定めのない事項については、発注者の指示によるものとする。

**9. 問い合わせ及び提出先**

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-6-11 日本生命仙台勾当台ビル2階  
第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局  
仙台市建設局百年の杜推進部全国都市緑化フェア推進室内  
電話番号 022-214-8729（直通）  
FAX 022-214-8714  
電子メールアドレス ken010225@city.sendai.jp